2023 Saikaimizuki Report

西海みずき信用組合の状況

つながる心 ひろがる笑顔
西海みずき信用組合

ごあいさつ

みなさまには平素より、西海みずき信用組合に対して格別のお引き立てを賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、2023年版ディスクロ―ズ誌を発行しました。本誌により「西海みずき信用組合」につきましてご理解を深めていただければ幸いです。

あわせて、このたび理事長に池田正治、専務理事に前川浩二がそれぞれ就任いたしましたので、ご報告いたします。今後とも更なる金融サービスの充実、強化に努めてまいりますので従前と同様よろしくお願いいたします。

さて、西海みずき信用組合は2018年1月29日に佐世保中央信用組合と長崎県民信用組合が対等合併し発足いたしました。その後5年半、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地元の中小企業や小規模事業者、個人のみなさまへの円滑な資金供給はもちろん、地域のお役に立つため、できることは何でも取り組もうという意気込みで、役職員一同努力してまいりました。その結果、組合員のみなさまによる金融のサービスのご利用は確実に拡大しており、2022年度末融資残高は事業性融資の増加により355億円、前年比で4億円の増加（増加率1.08%）となりました。

金融機関を取り巻く環境は、長引く金融緩和政策やフィンテック企業、キャッシュレス化などの要因によって、非常に厳しいものとなっております。これによって多くの金融機関は保険や有価証券の資産運用や代理店業務を行い、本業以外の手数料収入を確保して利益を上げるという方針を余儀なくされる中、当組合は総収入に対する手数料収入以外の割合が約97%とほぼ本業のみで1億91百万円（前年比96百万円増加）の経常利益を確保できました。これもひとえに、みなさまのご支援ご理解の賜物と感謝いたしております。

初代の陣内純英理事長は常々“地域の持続的な発展”を念頭に多くの新しい取り組みを率先垂範してきました。この5年間で、学生への食支援から始まり、地域ボランティア活動への参画へと輪を広げた“佐世保まちの学食”の取り組み、地域企業の課題を人材面でサポートする“先導的人材マッチング事業”を開始し、また早岐支店や本店では定期的なお客さま同士の交流会も開催するようになりました。さらに、地域の居場所づくりや、大学生から企業、高齢者まで、多世代交流の場の提供も行っています。

また支店空きスペースを活用した地元アーティスト作品の展示会の実施で気軽に立ち寄れる店舗づくりを目指しているほか、高齢者の方々を中心とした集いの場“大宮はなみずきサロン”へ支店会議室を提供するなど、運営のご協力をさせていただいています。

アーケード商店街の一角、下京町の旧本店（西海みずきビル）4階は、交流拠点“ミランネ”として親しまれています。学生さんが、「来てみらんね、やってみらんね」という佐世保弁から名付けてくれたこの場所では、認知症の方やそのご家族をはじめとして誰もが気軽に集まり、安心して交流できる認知症カフェ“にじカフェ”を学生が主体となり開催しています。これに加えて、今年3月には佐世保駅に近い斜面地の一軒家を取得し、こちらは“坂道のミランネ”として運用をしています。留学生も参加した国際交流パーティ、長崎県立大学の授業にもご活用いただいています。

こうした活動については、当組合が運営するウェブサイト“西海みずきマガジン”のほか、各種SNSにて発信しております。

また、地域の皆様の課題解決のお手伝いをより円滑に進めていくため、今期から「融資ソリューション部」を設立しました。これまで以上に全ての組合員さまへ細やかなサービスを心がけ、コミュニケーションを大切にし、金融サービスだけにとどまらず、あらゆる課題に対する適切なソリューションを提供してまいります。

私どもは、組合員のご発展ご繁栄を祈念し、敷居の低い、カジュアルなサービスを提供してまいります。また、役職員一人一人が、地域の盛り立て役であることを自覚し、常に明るく行動します。事業者のみなさまの積極的な事業展開を後押しし、家計のピンチを救い、豊かで安定的な生活に貢献します。

さらに、私どもは地域の持続的成長を実現することを目的に掲げ、2020年8月に設立した地域振興室を中心に、地域の素晴らしさや魅力を地元の方々に再認識していただき、自信を持って全国全世界に発信し、多様な人財をこの地域に招き寄せる活動に、有志のみなさまと連携の輪を広げつつ取り組んでまいりたいと考えております。

再スタートしました西海みずき信用組合をどうぞよろしくお願いいたします。

2023年7月

西海みずき信用組合
理事長 池田正治

目　次

概要、経営理念、経営方針 ―― 1
あゆみ ―― 1
組織図、役員一覧 ―― 1
第63期（令和4年度）経営環境・事業概況 ―― 2
総代会等に関する情報開示 ―― 3
リスク管理体制 ―― 4
個人情報保護宣言・利益相反管理方針 ―― 6
顧客保護等管理方針、反社会的勢力に対する基本方針 ―― 7
コンプライアンス（法令等遵守）体制、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ―― 8
リレーションシップバンキングについて ―― 9
業　績 ―― 13
店舗・営業地区一覧、主要な事業の内容、手数料一覧 ―― 32
開示項目一覧 ―― 33

概　　要

名　　称 ／ 西海みずき信用組合
所 在 地 ／ 長崎県佐世保市松川町1番19号
創　　立 ／ 昭和35年（1960年）6月21日
出 資 金 ／ 1,581百万円（優先出資含む）
店 舗 数 ／ 6店舗
職 員 数 ／ 57人
組 合 員 数 ／ 54,464人
預 金 残 高 ／ 39,855百万円
貸出金残高 ／ 35,511百万円
令和5年3月31日現在

経営理念、経営方針

経 営 理 念

地域に必要とされる金融機関を目指し、地域の皆様の豊かなくらしづくりと地域社会の発展に貢献します。

経 営 方 針

◎地域の皆様とのつながりを大事にします。
◎地域の皆様の信頼を受け、役に立ち、喜ばれる信用組合を目指します。
◎金融サービスの向上に努め、地域の繁栄に貢献します。
◎健全経営に徹します。
◎活力ある人財の育成と、働きがいのある職場を創ります。

組織図

令和5年7月1日現在

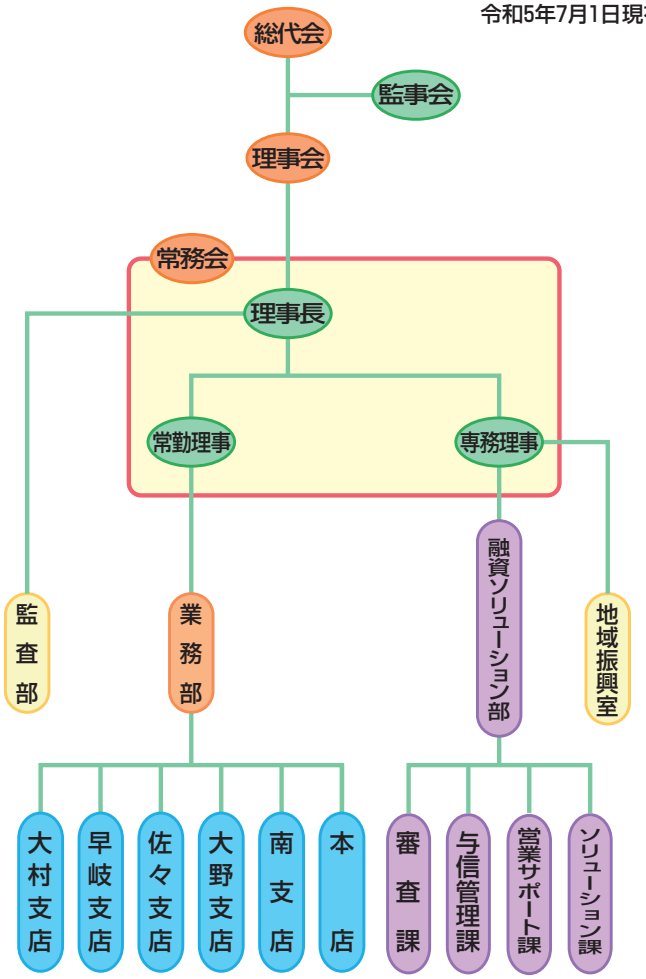

あ ゆ み

平成30年 1月	旧佐世保中央信用組合と旧長崎県民信用組合が対等合併し、「西海みずき信用組合」発足 理事長に　陣内　純英　が就任
2月	合併記念定期預金「みずき」発売
3月	経営効率化（職員数約60名、6店舗1出張所の体制に）
4月	経営革新等支援機関に認定
11月	日本政策金融公庫との協調融資商品「1000万馬力」発売開始
令和元年7月	営業区域を長崎県内全域へ拡大
11月	本店と中央営業部を統合し、佐世保市松川町（本部1階）へ移転開業 大村出張所を大村支店へ昇格
令和2年11月	移動店舗車「みずきGO」運用開始
令和3年10月	大学生と共に取り組む「佐世保まちの学食」が信用組合の優れた相互扶助の事例を顕彰する「第1回しんくみブランド表彰」で大賞を受賞
令和4年5月	「佐世保まちの学食」が第19回フィランソロピー賞を受賞
令和5年6月	二代目理事長に　池田　正治　が就任

役員一覧

理 事 長 ／ 池 田 正 治
専務理事 ／ 前 川 浩 二（融資ソリューション部長）
常勤理事 ／ 森　　誠 治（佐 々 支 店 長）
常勤理事 ／ 古 川 双 葉（業 務 部 長）
常勤理事 ／ 横 山 昌 隆（早 岐 支 店 長）
理　　事 ／ 末 田 一 也 ※
理　　事 ／ 末 竹 健 志 ※
常勤監事 ／ 野 田 敬一郎
監　　事 ／ 松 尾 真 也

令和5年7月1日現在

当組合は、職員出身者以外の理事2名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

常勤役員の紹介

前列左より前川専務理事、池田理事長、野田常勤監事
後列左より横山常勤理事、古川常勤理事、森常勤理事

第63期（令和４年度）経営環境・事業概況

一　般　情　勢

最近の日本経済の動向を見ますと、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症の制限も緩和され、国内需要を中心に緩やかに持ち直している状況にあります。先行きについては、経済活動の正常化が進むことで景気は緩やかに回復し、サービス関連を中心とした個人消費が増加することに加え、水際対策の大幅な緩和でインバウンド需要の回復も見込まれます。一方、海外の経済・物価・金融動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向、FRBやECBの金融引き締めなどのリスク要因もあり、これらが我が国の経済・物価に及ぼす影響に十分に注意する必要があります。

長崎県内の景気については、昨年9月の西九州新幹線の開業以降、観光客が増加したこともあり、全体として緩やかに回復しつつあります。今後は、新型コロナウイルスの5類移行やインバウンド需要の高まりにより、回復ペースが速まるものと予測されます。

こうした中、当組合では、中小企業、小規模事業者、生活者の皆様と日々コミュニケーションを大切にし、適時・適切かつ円滑な資金供給を実行し、外部専門家と連携した課題解決のため事業所支援を行っております。組合員相互のビジネスマッチングなどにも取り組んでまいりました。

今年度も、役職員一同切磋琢磨し、信用組合の特徴を活かした人間味豊かなサービスに一層磨きをかけ、「地域のため」、「地域の人による」、「地域の」金融機関として、組合員の皆様の幸せと地域の発展に貢献していく所存でございます。

預　　金

預金残高につきましては、定期預金「笑顔」の販売好調により一般預金は11億11百万円増加しましたが、一方で公金預金が減少したため預金全体では前期末比29百万円減少し、398億55百万円となりました。

貸　出　金

貸出金につきましては、消費者ローンは減少したものの、主に住宅・不動産関連の資金需要により事業性融資が増加し、貸出残高は前期末比3億80百万円増加し、355億11百万円となりました。

組合員・出資金

組合員数につきましては、死亡や県外転出による脱退、自由脱退などにより344人減少し、54,464人になっております。

出資金につきましては、普通出資金が組合員数の減少と同様の理由により42百万円減少し、10億81百万円となっております。優先出資を含めた出資金総額は15億81百万円となっております。

当期利益･配当･自己資本

本年度の経常利益につきましては、信用コストの減少や経費削減等により、前期比95百万円増加し1億91百万円となりました。その結果、法人税は対前年比38百万円増加したものの経常利益が増加した影響で、当期純利益は対前期比で49百万円増加し、86百万円となりました。

出資配当金につきましては、昨年度と同様に1%の配当率で実施させていただきます。

なお自己資本比率につきましては、当期未処分剰余金の発生により自己資本比率算出の際の分子である自己資本額は増加しましたが、貸出金残高の増加により自己資本比率算出の際の分母も増加したことが影響し、当年度末は前年度末と同率の8.02%となりましたが、これは国内基準である4%を大幅に上回っています。

総代会等に関する情報開示

総代会の仕組みと機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。当組合の組合員数は５万名余と、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく“総代会”制度を採用しております。総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算、定款変更、取引業務の決定、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

総代会の開催につきましては、毎年６月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

第63期通常総代会の決議事項

第１号議案：第63期事業報告並びに監査報告承認の件
第２号議案：第63期剰余金処分案承認の件
第３号議案：第64期事業計画並びに収支予算案承認の件
第４号議案：組合員除名に関する件
第５号議案：定款の一部変更承認の件
第６号議案：理事改選、監事改選の件

本年６月22日に開催しました「第63期通常総代会」につきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から規模を縮小して開催いたしました。

上記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

総代の任期と定数

1．総代の選出方法
　総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、自ら立候補された方もしくは組合員10人以上から推薦された方の中から、公平に選挙を行い選出されます。

2．総代の定数
　総代の定数は100人以上120人以内としております。

3．総代の任期
　総代の任期は定款で３年としております。

当組合総代のご紹介

総代総数107人の氏名は下記の通りです。（令和5年6月末現在、敬称略、50音順）

青木雄大郎
※　※　※　※
飯塚邦雄
石井正剛
石川正助
石田正孝
板井智志郎
稲沢文員
今井　薫
今井貴文
岩永順一
内川明彦
浦川公男
浦川達也
江口直有
円田　幹
大西律生
大庭直樹
岡　則幸
奥村暢浩
越智和博
小野　茂
柿本典雄
加藤政子
神尾正武
神谷治雄
辛島理一
木竹広賢
北島政和
北村明帝
木下義雄
工藤仁志
国松保彦
黒石康寛
香田一雄
古賀和子
後藤雅章
小林健治
小村智美
斉藤孝雄
佐々木茂彦
佐藤隆士
修善寺恭久
城　邦男
白濵仁啓
新堂靖彦
杉山末嗣
芹野州明
早田健太
外間広志
園田　勝
園原三郎
曽和輝正
田島邦夫
田代博之
永尾髙宣
永田栄作
中野隆保
永見敏郎
南里　章
西村浩輝
野上　明
野田洋市
野元一徳
長谷川　正
長谷川タヅ子
林田ひろみ
日高雅之
百武和子
百谷完治
平瀬俊輔
広瀬勝也
古川健治
堀　正博
前田久平
増田貴光
舛元淳子
松尾譲二
松﨑善介
松下和徳
松田信哉
松田浩幸
朏　由典
宮原公平
望月健吉
森　理
森　和雄
八木順平
山口将仁
山田和彦
山本敏隆
吉野英樹

有限会社大野総合鑑定事務所
有限会社岡佛檀店
合資会社古賀商店
西海陶器株式会社
株式会社佐世保航海測器社
有限会社下川商店
株式会社スエオカ
株式会社九十九紙源センター
有限会社天神ボデー
株式会社朝長自動車整備工場
長崎事務設備販売株式会社
平戸建設株式会社
有限会社ふかみ
株式会社堀内組
ライツ不動産株式会社

（注）個人情報保護の観点から氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「※　※　※　※」と表示しております。

リスク管理体制

リスク管理に対する基本方針とリスク管理体制

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

更なるリスク管理体制の充実を目指し、常務会において以下に述べるリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。

信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行っています。

信用リスクの評価は、事業性資金・消費性資金の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理などからの分析に注力しております。

当組合では、信用リスクを計測するため、与信金額、貸倒実績率等のデータを整備し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。更に経営陣において、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上のような相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保等を除いた未保全額に貸倒実績率（実質破綻先及び破綻先の場合は100%）を乗じて算出しております。

なお、自己査定の結果については監査部や監事の監査・指導を受けるなど、貸倒引当金の適正な計上に努めております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や為替相場、債券・株式相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクのことです。

当組合が保有する資産価値の変動に関しては、保有する有価証券の時価の変動を業務部において定期的に把握し、特に時価の変動の大きい場合は理事会及び常務会へ報告し対応策を検討する体制としております。

なお、保有する有価証券についてはリスク・リミット、ポジション枠を理事会で定めており、リスク・リミットに抵触、もしくはポジション枠を超過した場合は常務会に報告し対応策を検討する体制としております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、それに伴って損失が発生するリスクのことです。

当組合の資金繰り管理については、市場動向に注視しつつ関係各部と営業店間の連絡を密にし、日次、月次での資金動向の把握に努めております。また、危機管理対策として、万一の資金逼迫時を想定し緊急事態にも金融市場でいつでも資金調達ができる体制を整えております。

オペレーショナルリスク管理（事務リスク、システムリスク）

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

システムリスクについては、管理すべきリスクの所在、種類などを明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、業務部にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

リスク管理体制と当組合の担当部署

令和5年7月1日現在

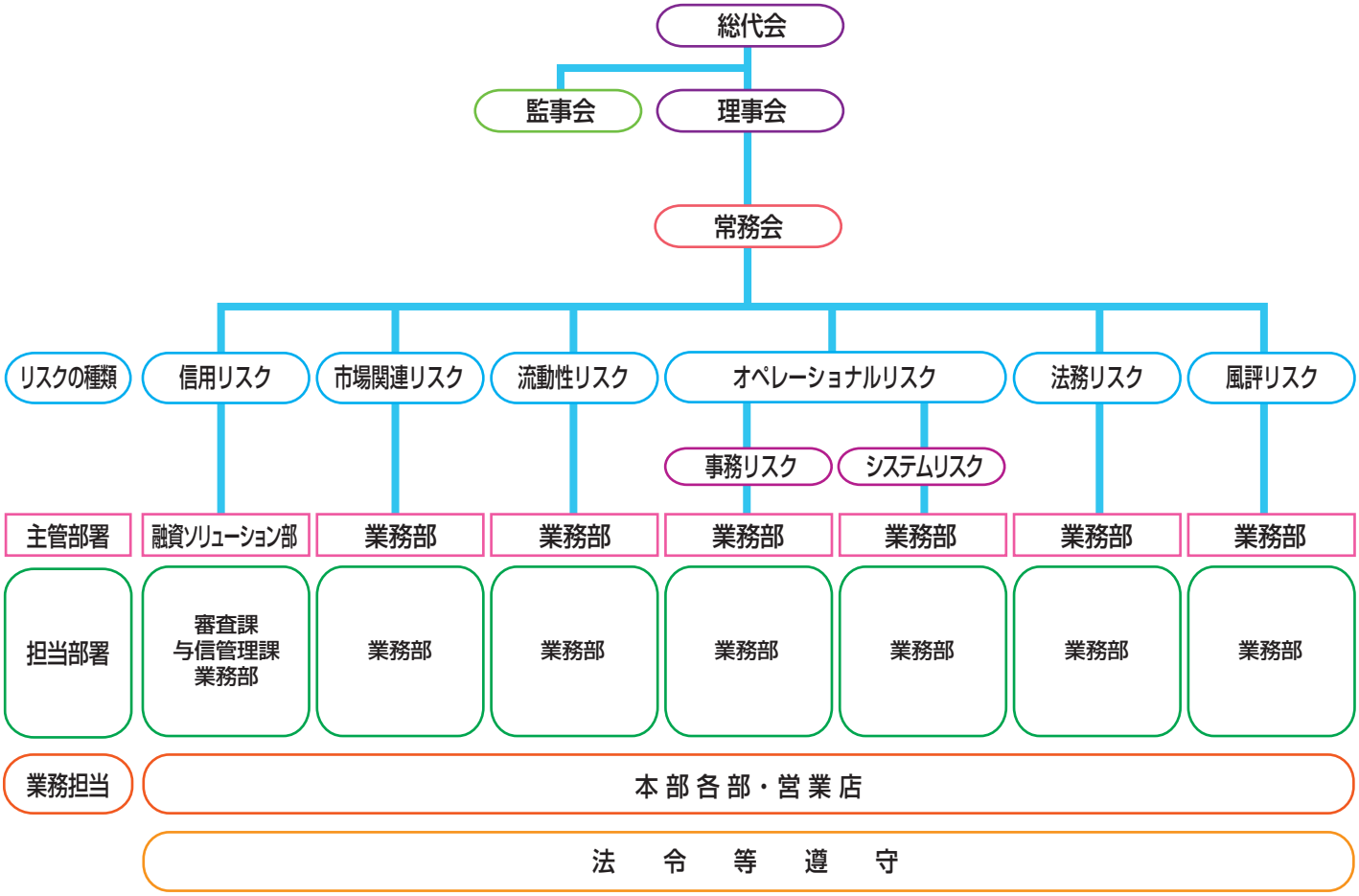

個人情報保護宣言・利益相反管理方針

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当組合では、個人情報保護宣言を当組合のホームページに掲載するとともに、各営業店の窓口に掲示しております。個人情報保護宣言の詳細については下記の当組合のホームページにてご確認ください。

また当組合は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当組合の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当組合業務部までご連絡ください。

利益相反管理方針

1．お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用しまたは利用しようとされる方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2．お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3．利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者である業務部により、適切な特定を行います。

4．利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

（2）お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

（3）お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5．利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（業務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

（1）対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法

（3）対象取引またはお客様との取引を中止する方法

（4）対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6．利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、ありません。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

【お問合せ窓口】
西海みずき信用組合　業務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
☎ 0956-23-2111　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）
（URL）https://saikaimizuki.co.jp/

顧客保護等管理方針

顧客保護等管理方針

1．お客様保護のための基本方針
　当組合は、法令、諸規則、諸規定（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正な事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用しまたは利用しようとされる方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2．お客様への説明について
　当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3．お客様からのご相談・苦情等の対処について
　当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4．お客様の情報管理について
（1）　当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。
（2）　当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全措置を講じます。

5．当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について
　当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。
　なお、お客様からのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

　当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な組合を目指すとともに以下の基本原則を遵守します。

1．反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。
2．反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
3．反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
4．反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5．反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
6．いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。
7．反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

【お問合せ窓口】
西海みずき信用組合　業務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
☎ 0956-23-2111　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）
（URL）https://saikaimizuki.co.jp/

コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

信用組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

① 中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
② 組合員の経済的地位の向上に資し、
③ ひいては地域の各社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕する。

ことを目的として地域社会の発展のために尽力してまいりました。

こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、信用組合の倫理綱領として下記項目を定めております。

1．信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
2．きめ細かい金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献
3．法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
4．反社会的勢力の排除
5．経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

当組合が協同組織金融機関の一員として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員が閲覧できる態勢としております。

また、本部・営業店にコンプライアンス責任者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出ください。

なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

【苦情処理措置に関するお問合せ窓口】
西海みずき信用組合　業務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
☎ 0956-23-2111　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）
（URL）https://saikaimizuki.co.jp/

紛争解決措置

東京弁護士会　紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会　仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会　仲裁センター(電話：03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話：092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話：093-561-0360)、久留米センター(電話：0942-30-0144)で紛争の解決を図ることが出来ます。

ご利用を希望されるお客さまは、上記西海みずき信用組合業務部またはしんくみ相談所までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも出来ます。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【紛争解決措置に関するお問合せ窓口】
一般社団法人 全国信用組合中央協会　しんくみ相談所
〒104-0031　東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）
☎ 03-3567-2456
（受付時間9：00～17：00　ただし、協会の休業日は除く）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リレーションシップバンキングについて

地域密着型金融の取組みに対する進捗状況

当組合は地域金融機関としての機能の向上を目指して地域密着型金融の推進に取組んでまいりました。今後も地域密着型金融が信用組合の営業そのものであるとの認識のもと、お客さまから信頼される地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

当組合は以下の３点を重要事項として取組んでまいりました。

１．ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
２．事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
３．地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

●中小企業の経営改善支援の取組み

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

Ⅰ．中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の貸付担当者において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。

Ⅱ．既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の貸付担当者において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。

Ⅲ．貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握するための態勢整備について

（１）当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存しております。

（２）融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握しております。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めております。

（３）各営業店において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や、貸付条件の変更等を行った後に、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めております。

（４）上記（１）～（３）の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常務会に報告し、問題の解決、再発防止に努めております。

Ⅳ．他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから、貸付条件の変更等についてお申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ＡＤＲ、中小企業再生支援協議会等の間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

Ⅴ．お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

●地域活性化につながる多様なサービスの提供

長崎県の経済は依然として厳しい状況であることから、当組合はクレジットやサラ金の利用者の中で返済意欲がある方の相談を受け、家計収支で弁済可能な方に借入の一本化を行う「おまとめローン」を推進しています。

リレーションシップバンキングについて

地域貢献活動（令和４年度）

●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、長崎県全域を営業地区とし、地元の中小事業者や生活者が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。中小事業者や住民一人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、業務の中心である融資に加えて、地域振興のプロジェクトにも積極的に取り組んでいます。

○大手教育NPO「カタリバ」と連携し、高校生の探究学習の全国大会「全国高校生マイプロジェクトアワード」長崎県大会を開催

「探究学習」とは、学生の興味に基づいた地域課題を調べ、解決方法を考え、発表する通年のプログラムです。2022年度からは必修科目となり、文部科学省からは若者の課題解決能力の育成を期待されています。

当組合は、大手教育系NPOカタリバと提携し、長崎県教育委員会の後援で、高校の探究学習のプレゼンコンテスト「全国高校生マイプロジェクトアワード」の県大会を2023年2月4日に開催しました。県内11高校、100名以上の学生が参加し、19名の経営者や社会人らが学生へのアドバイスをする大会にサポーターとして参加しました。

さらに、教員向けの探究学習の事前勉強会などもあわせて複数回実施し、地域の学生達がよりよい学びの環境を得られるよう、本年度も「全国高校生マイプロジェクトアワード」長崎県大会の開催とともに、引き続き力を入れて教育支援を行っていきます。

○支援プロジェクト「平戸百菓繚乱」が長崎デザインアワード2022大賞を受賞

「平戸百菓繚乱」とは、1845年に作成され旧平戸藩松浦家に伝わってきた菓子図鑑「百菓之図」に掲載されている菓子をモチーフに、現代的なアレンジとインスピレーションを加えて当世に蘇った新たな菓子ブランドです。当組合の地域振興室長前田幸輔がブランドプロデューサーとなり、津乃上製菓、つたや總本家、菓子工房えしろ、牛蒡餅本舗熊屋、firandoの5事業者と事務局を担う平戸商工会議所が連携の上、2年の歳月をかけて商品を作り上げました。その「平戸百菓繚乱」がこの度長崎デザインアワード2022大賞を受賞し、高島屋新宿店でも販売を行うなど、全国からの問い合わせが多数寄せられる人気商品となっています。

今後も地域が持っている魅力をより引き出すため、地場の企業と協同しながら、総合的な支援活動を積極的に展開していければと考えております。

○チャレンジカフェ経営でビジネスを学ぶ、学生向けビジネススクール「SASEBO COFFEE SCHOOL」の実施

佐世保の地域事業者4社と連携し、6ヶ月間でコーヒーの淹れ方とスモールビジネスを大学生が学ぶ「SASEBO COFFEE SCHOOL」を、2022年8月から2023年2月にかけて実施しました。

公募で選ばれた佐世保の大学生５名が参加し、プログラムの前半は、佐世保市日野町にある「HAPPY TRAILS COFFEE」での実践的な指導が行われ、参加者たちはドリップコーヒーやエスプレッソマシンの使い方などを学びました。同時にコーヒー店運営に必要なスキルを身につけるため、各協力企業の代表から様々な講義を受け、後半は参加者自らのアイデアを具体化する場として、下京町にあるコミュニティースペース「ミランネ」でカフェをオープンしました。

本スクールは、実践的なコーヒー店の運営を通して、ビジネスを身近で楽しいものと感じられる若者を育てる事を目的としています。この取り組みが、それぞれが持つ個性や強みをいかしたキャリア形成をサポートし、新たな才能の輩出につながっていけばと考えています。

○長崎県内各高校と地域を繋いだ学習支援の強化

当組合は、2023年度から佐世保市内や大村市内の各高校からの依頼を受け、学校を訪問した出張講座や、学生が取り組む地域課題と関連した地域企業を結びつける体制作りなどを本格的に行っています。

また、長崎県教育委員会から長崎県立松浦高校の「令和４年度地域との協働による高等学校教育改革推進事業」（地域魅力化型）の運営指導委員として当組合の地域振興室長前田幸輔が任命され、地域での学びの仕組みづくりに取り組んでいます。

当組合は、将来の街の担い手となる学生や若者の健やかな学びと成長の環境作りを地域密着型の金融機関の主たる業務の一つと捉え、力を入れた支援を行っていきます。

主な預金商品、融資商品のご案内

定期預金 笑顔

預入金額 50 万円以上

プレミアム利率 0.2 %

預入期間 3 年

※当組合の他の定期預金からの預け替えはできません。

募集期間

令和5年　令和6年

4/3 ▶ 3/29

募集総額 50 億円（募集総額に達した場合、終了いたします。）

●組合対象者/個人の組合員及び個人の組合員の同居家族、法人の組合員
●組合員ではない方：本商品契約時に出資金2口以上加入いただければ契約可能です。
●預金保険について/預金保険対象商品です。
●税金/個人のお客様：復興特別所得税を付加した20.315%（国税15.315%、地方税5%の源泉分離課税、法人のお客様：総合課税。
●店頭に説明書を用意しております。

西海みずき信用組合

みずきビジネスバンキング

スマートフォンとパソコンで いつでもどこでも

24時間365日　取り引きできる 振込手数料もお得

サービス内容

照会

残高照会	入出金明細照会	振込入金明細照会
当日、前日、前月末現在の預金残高がご照会できます。	過去３ヵ月分の入出金明細が照会できます。	企業が持つ口座への入金情報の照会ができます。

振込・振替

事前登録方式	都度指定方式
事前登録された口座へお振込み お振替えできます。	ご依頼の都度、振込先をご指定いただき、お振込み、お振替えできます。

データ伝送

総合振込	給与・賞与振込
一度の手続きで複数の振込先に一括して振込みができます。	事前に給与・賞与の振込データを当組合へ伝送し、支給日に従業員の口座へ入金ができます。

サービスプランと月額基本利用料（税込）

プラン名	照会	振込・振替	データ伝送	月額利用料
スタンダード	●	●		1,100円
フルプラン	●	●	●	3,300円

「振込・振替」「データ伝送サービス」手数料

	組合内（本支店間）		他金融機関	
	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
振込・振替	0円	0円	70円	70円
データ伝送	0円	0円	70円	70円

＜契約特典＞

普通預金（代表口座）　金利 0.02%　店頭表示金利の 10倍

お申し込み・お問い合わせは お近くの信組窓口へ

つながる心 ひろがる笑顔 西海みずき信用組合

無理なく貯まる。必ず貯まる。

定期積金

給振口座からの自動振替専用

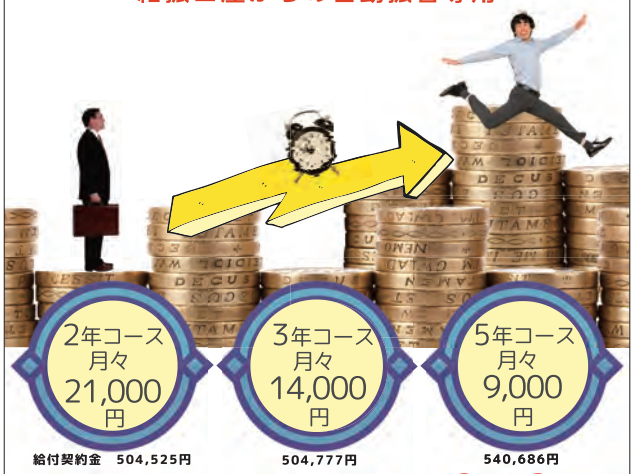

特典1　プレミアム金利　年 0.10 %（店頭表示金利 0.05%）

特典2　満期金を定期預金『笑顔』に預け替えいただくと預金金利は、店頭表示金利に 0.05 %を上乗せいたします。

本店	0956-25-1105	佐々支店	0956-62-2118
南支店	0956-31-2701	早岐支店	0956-38-4031
大野支店	0956-49-3121	大村支店	0957-54-1155

つながる心 ひろがる笑顔 西海みずき信用組合

無理なく貯まる。必ず貯まる。

定期積金

年金振込口座からの自動振替専用

特典1　プレミアム金利　年 0.10 %（店頭表示金利 0.05%の2倍）

特典2　満期金を定期預金『笑顔』に預け替えいただくと預金金利は、店頭表示金利に 0.05 %を上乗せいたします。

本店	0956-25-1105	佐々支店	0956-62-2118
南支店	0956-31-2701	早岐支店	0956-38-4031
大野支店	0956-49-3121	大村支店	0957-54-1155

つながる心 ひろがる笑顔 西海みずき信用組合

資　料　編

目　次

貸借対照表 ―― 14
損益計算書 ―― 18
剰余金処分計算書 ―― 18
内部監査有効性の確認 ―― 19
協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 ―― 19
自己資本充実の状況 ―― 20
報酬体系について ―― 27
主要な経営指標の推移 ―― 28
預金に関する指標 ―― 29
貸出金に関する指標 ―― 29
有価証券に関する指標 ―― 30
その他の指標 ―― 30

■貸借対照表

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
（資産の部）		
現金	**1,022,282**	**707,824**
預け金	**35,968,110**	**36,412,265**
有価証券	**110,516**	**105,510**
地方債	63,918	58,040
株式	46,598	47,470
貸出金	**35,131,313**	**35,511,630**
手形貸付	1,553,556	1,224,528
証書貸付	32,257,478	32,877,108
当座貸越	1,320,278	1,409,994
その他資産	**329,999**	**306,650**
未決済為替貸	2,506	3,667
全信組連出資金	218,100	218,100
前払費用	19,546	18,594
未収収益	54,608	53,599
その他の資産	35,239	12,688
有形固定資産	**386,802**	**409,212**
建物	16,651	22,521
土地	236,856	261,399
リース資産	2,432	—
その他の有形固定資産	130,862	125,292
無形固定資産	—	786
ソフトウェア	—	786
債務保証見返	**37,516**	**351,167**
貸倒引当金	**△ 1,656,412**	**△ 1,689,086**
（うち一般貸倒引当金）	（△ 576,451）	（△ 573,271）
（うち個別貸倒引当金）	（△ 1,079,961）	（△ 1,115,814）
資産の部合計	**71,330,128**	**72,115,962**

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
（負債の部）		
預金積金	**39,884,310**	**39,855,277**
当座預金	235,322	267,480
普通預金	8,511,478	8,485,091
貯蓄預金	5,033	4,533
定期預金	29,812,313	29,791,576
定期積金	1,085,714	1,071,308
その他の預金	234,449	235,286
借用金	**28,800,000**	**29,300,000**
その他負債	**219,853**	**242,943**
未決済為替借	4,451	2,684
未払費用	32,540	28,602
給付補填備金	803	698
未払法人税等	104,206	132,434
前受収益	12,797	8,215
払戻未済金	42,204	42,587
払戻未済持分	1,493	5,569
リース債務	2,432	—
資産除去債務	3,168	3,195
その他の負債	15,757	18,957
退職給付引当金	**82,035**	**85,754**
その他の引当金	**79,011**	**78,968**
繰延税金負債	**50,499**	—
再評価に係る繰延税金負債	**1,361**	**1,361**
債務保証	**37,516**	**351,167**
負債の部合計	**69,154,589**	**69,915,473**
（純資産の部）		
出資金	**1,623,465**	**1,581,016**
普通出資金	1,123,465	1,081,016
優先出資金	500,000	500,000
資本剰余金	**175,803**	**175,803**
資本準備金	175,803	175,803
利益剰余金	**374,438**	**441,844**
利益準備金	41,000	45,000
その他利益剰余金	333,438	396,844
特別積立金	294,000	309,000
当期未処分剰余金	39,438	87,844
組合員勘定合計	**2,173,707**	**2,198,664**
その他有価証券評価差額金	**△ 1,849**	**△ 1,855**
土地再評価差額金	**3,681**	**3,681**
評価・換算差額等合計	**1,831**	**1,825**
純資産の部合計	**2,175,539**	**2,200,489**
負債及び純資産の部合計	**71,330,128**	**72,115,962**

■貸借対照表注記

（注）1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年３月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	133,686千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	138,952千円

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第２条第３号に定める土地課税台帳に登録されている評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出

4．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　14年～39年
動　産　３年～20年

5．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

6．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7．貸倒引当金は、当組合が定める資産査定基準及び償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

（１）回収不能と判定された貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権（以下「貸出金等」という）について（資産査定基準により破綻先及び実質破綻先に相当する債権）は直接償却するものを除いて、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額を計上しております。

（２）最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等について（資産査定基準により破綻懸念先に相当する債権）は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額、又は債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

（３）上記以外の貸出金等（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

上記の引当基準は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第４号）に基づいて定めております。

なお、全ての貸出金等は、資産査定基準に則り、営業店店長または本部部署長が第1次査定を実施し、当該部署から独立した融資部が第２次査定を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、その査定結果を、第１次査定及び第２次査定部署から独立した内部監査室が監査を行っております。

8．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（１）制度全体の積立状況に関する事項

（令和４年３月31日現在）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

（２）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（又は加入人数割合あるいは給与総額割合）

令和４年３月31日現在　0.383％

（３）補足説明

上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金4百万円を費用処理しています。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記（２）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

9．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

10．偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を貸倒引当金に含めて計上しております。

11．所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12．収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

13．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、令和3年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

14．会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金　1,689,086千円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７．に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、定期的に金利リスクの管理を行っております。

デリバティブは、資金を効率的に運用するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

預け金の中には、組込デリバティブを含む複合金融商品が含まれており、市場金利の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定期的に常務会又は理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、内部監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において

信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当組合は、定期的に金利リスク量を算出し、金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、モニタリングを行っています。

（ⅱ）当組合は、為替の変動リスクに関して個別の案件ごとに管理する事としていますが、現在為替の変動リスクに影響を受ける金融商品は保有しておりません。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金の運用及び調達規程に従い行われております。このうち業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価（または経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価（または経済価値）は163百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行いながら、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和５年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）預け金（*1）（*3）	36,412,265	36,408,516	△ 3,749
（うちデリバティブ預金）	250,000	221,055	△28,945
（２）有価証券	105,510	105,510	－
（３）貸出金（*1）	35,511,630	37,085,732	1,574,101
貸倒引当金（*2）	△1,689,086	△1,689,086	1,570,352
	33,822,544	35,396,646	△23,733
金融資産計	70,340,320	71,910,673	－
（１）預金積金（*1）	39,855,277	39,831,543	△23,733
（２）借用金（*4）	29,300,000	29,300,000	－
金融負債計	69,155,277	69,131,543	18,865

（*1）貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）組み込まれたデリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

（*4）借用金については、残存期間が1年以内であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については17. から21. に記載しております。

（３）貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）。

② ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（日本国国債金利）で割り引いた価額。

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（日本国国債金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	34,700
その他出資金（*1）	1,289
組合出資金（*3）	218,100
合計	254,089

（*1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

（１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（２）満期保有目的に区分した有価証券はありません。

（３）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

（４）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
地方債	58,040千円	57,500千円	540千円
合計	58,040千円	57,500千円	540千円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	12,770千円	15,166千円	△2,396千円
合計	12,770千円	15,166千円	△2,396千円

貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と

認められるものは、記載対象外としております。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
20. その他有価証券のうち満期がある有価証券は以下のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
地方債	5,540千円	20,000千円	25,000千円	7,500千円
合　計	5,540千円	20,000千円	25,000千円	7,500千円

21. 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。
22. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、次の7物件を駐車場及び事務所等として賃貸する不動産として保有しております。
① 下京町土地（駐車場）所在地：佐世保市下京町
② 大塔町土地（駐車場）所在地：佐世保市大塔町
③ 宮崎町土地（駐車場）所在地：佐世保市宮崎町
④ 早岐土地（駐車場）所在地：佐世保市早岐１丁目
⑤ 宮田町建物（事務所）所在地：佐世保市宮田町
⑥ 下京町建物（事務所）所在地：佐世保市下京町
⑦ 早岐建物（店舗・住居）所在地：佐世保市早岐１丁目
23. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時　価
212百万円	161百万円

（注）当事業年度末の時価は、固定資産税評価額に基づく金額であります。

24. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,138,919千円
危険債権額	517,261千円
三月以上延滞債権額	－　千円
貸出条件緩和債権額	668,106千円
合計額	2,324,287千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,081,173千円であります。これらはすべて原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
26. 有形固定資産の減価償却累計額　212,075千円
27. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等、営業用車輌及びコピー機等についてリース契約により使用しています。
28. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　253,085千円
29. 繰延税金負債の発生要因は、非適格合併により生じた差額負債調整勘定に係るものであります。
30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産預け金　29,300百万円
担保資産に対応する債務借入金　29,300百万円
上記のほか、為替決済等保証金他として定期預け金1,420百万円を担保提供しております。
31. 出資１口当たりの純資産額701円78銭です。
32. その他の引当金は、当組合が保有する不動産の取壊しに関連する費用の引当分52,812千円と睡眠預金払戻損失引当金3,446千円及び店舗統廃合準備引当金22,709千円の合計額であります。

■損益計算書

（単位：千円）

科目	令和３年度 自 令和３年4月１日 至 令和４年3月31日	令和４年度 自 令和４年4月１日 至 令和５年3月31日
経常収益	**928,784**	**945,866**
資金運用収益	873,105	884,070
貸出金利息	822,398	826,056
預け金利息	36,791	43,959
有価証券利息配当金	3,380	2,050
その他の受入利息	10,534	12,003
役務取引等収益	30,925	29,141
受入為替手数料	4,566	3,403
その他の役務収益	26,358	25,737
その他業務収益	7,399	6,641
その他の業務収益	7,399	6,641
その他経常収益	17,354	26,013
償却債権取立益	10,762	25,932
株式等売却益	10	－
その他の経常収益	6,581	80
経常費用	**833,170**	**754,351**
資金調達費用	55,057	62,756
預金利息	32,300	33,325
給付補填備金繰入額	492	397
借用金利息	22,264	29,033
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	61,441	57,261
支払為替手数料	5,397	4,578
その他の役務費用	56,044	52,683
その他業務費用	1,829	1,660
その他の業務費用	1,829	1,660
経費	577,253	549,094
人件費	325,583	311,676
物件費	231,540	215,024
税金	20,129	22,393
その他経常費用	137,588	83,577
貸出金償却	8,061	17,211
貸倒引当金繰入額	124,926	65,741
株式等償却	3,586	－
その他の経常費用	1,013	624
経常利益	**95,614**	**191,515**
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	19,344	11,784
固定資産処分損	130	—
減損損失	19,213	11,784
税引前当期純利益	**76,269**	**179,730**
法人税、住民税及び事業税	**105,825**	**143,961**
法人税等調整額	**△67,332**	**△50,499**
法人税等合計	**38,493**	**93,462**
当期純利益	**37,776**	**86,268**
繰越金（当期首残高）	**1,661**	**1,575**
当期未処分剰余金	**39,438**	**87,844**

■損益計算書注記

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．出資１口当たりの当期純利益　35円　10銭

３．収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

４．当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

（１）資産をグルーピングした方法

事業用不動産については、管理会計上の最小区分である営業店単位を１つの資産グループとしております。また本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。事業の用に供していない所有不動産については、それぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

（２）減損損失の認識に至った経緯

継続的な地価の下落により一部の資産グループの時価に著しい下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（３）減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（金額単位：千円）

用途	種類	場所	減損損失
事業用不動産	土地	佐世保市権常寺町	11,784

（４）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については固定資産税評価額より算出した時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
当期未処分剰余金	**39,438**	**87,844**
剰余金処分額	**37,862**	**86,523**
利益準備金	4,000	9,000
普通出資に対する配当金（年1.00%の割合）	11,462	11,123
優先出資に対する配当金（年0.74%の割合）	7,400	7,400
特別積立金	15,000	59,000
繰越金（当期末残高）	**1,575**	**1,320**

■内部監査有効性の確認

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第63期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日
西海みずき信用組合
理事長 池田正治

■協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、%）

区分		令和4年3月期	令和5年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,167,364	1,138,919
危険債権		257,335	517,261
要管理債権		579,653	668,106
	三月以上延滞債権額	–	–
	貸出条件緩和債権額	579,653	668,106
小計（A）		2,004,353	2,324,287
保全額（B）		1,553,428	1,982,175
	担保・保証額（C）	324,048	733,914
	個別貸倒引当金（D）	1,079,961	1,076,042
	一般貸倒引当金（E）	149,417	172,217
保全率（B）/（A）		77.50%	85.28%
引当率((D)+(E))/((A)−(C))		73.16%	78.49%
正常債権（F）		33,203,889	33,575,415
総与信残高（A）+（F）		35,208,242	35,899,702

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6.「担保・保証額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8.「一般貸倒引当金」(E)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9.「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■自己資本充実の状況

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、%）

項　　目	令和4年3月期	経過措置による不算入額	令和5年3月期	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,154,845		2,180,140	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,799,269		1,756,819	
うち、利益剰余金の額	374,438		441,844	
うち、外部流出予定額（△）	18,862		18,523	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	374,525		378,620	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	374,525		378,620	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	453		226	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	2,529,825		2,558,987	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	－		574	
うち、のれんに係るものの額	－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－		574	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－		－	
適格引当金不足額	－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－		－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－		－	
前払年金費用の額	－		－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－		－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－		－	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－		－	
特定項目に係る10%基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
特定項目に係る15%基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	－		574	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	2,529,825		2,558,413	

（単位：千円、％）

項　　目	令和4年3月期	経過措置による不算入額	令和5年3月期	経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	29,962,078		30,289,636	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,042		5,042	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	5,042		5,042	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	1,563,212		1,585,762	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	31,525,290		31,875,398	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.02%		8.02%	

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位:千円）

区分	令和4年3月期 リスク・アセット	令和4年3月期 所要自己資本額	令和5年3月期 リスク・アセット	令和5年3月期 所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	29,962,078	1,198,483	30,289,636	1,211,585
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	29,957,035	1,198,281	30,284,593	1,211,383
① ソブリン向け	–	–	–	–
② 金融機関向け	1,437,195	57,487	1,426,180	57,047
③ 法人等向け	–	–	5,272,187	210,887
④ 中小企業等・個人向け	7,951,144	318,045	4,677,575	187,103
⑤ 抵当権付住宅ローン	1,294,347	51,773	2,001,594	80,063
⑥ 不動産取得等事業向け	380,488	15,219	14,317,086	572,683
⑦ 三月以上延滞等	57,356	2,294	71,625	2,865
⑧ 出資等	51,155	2,046	51,155	2,046
出資等のエクスポージャー	51,155	2,046	51,155	2,046
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
⑨ 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	–	–	–	–
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	218,100	8,724	218,100	8,724
⑪ その他	18,567,246	742,689	2,249,088	89,963
(2) 証券化エクスポージャー	–	–	–	–
(3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	–	–	–	–
ルック・スルー方式	–	–	–	–
マンデート方式	–	–	–	–
蓋然性方式（250%）	–	–	–	–
蓋然性方式（400%）	–	–	–	–
フォールバック方式（1250%）	–	–	–	–
(4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,042	201	5,042	201
(5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	–	–	–	–
(6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	–	–	–	–
(7) 中央清算機関関連エクスポージャー	–	–	–	–
ロ. オペレーショナル・リスク	1,563,212	62,528	1,585,762	63,430
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	31,525,290	1,261,011	31,875,398	1,275,015

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

当組合の自己資本の状況について

■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による（普通）出資金及び優先出資にて調達しております。

■ 当組合の自己資本の充実度に関する評価の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3．信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

(単位:千円)

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
製造業	712,118	841,557	711,578	840,973	−	−	5,067	4,057
農業、林業	346,394	326,901	346,096	326,596	−	−	96	31
漁業	141,230	130,201	139,925	130,122	−	−	9,190	10,140
鉱業、採石業、砂利採取業	1,813	47,091	1,808	46,978	−	−	−	−
建設業	3,193,122	3,343,794	3,190,540	3,341,235	−	−	98,105	87,439
電気、ガス、熱供給、水道業	560,702	707,144	558,356	704,716	−	−	−	−
情報通信業	37,811	32,146	37,787	32,122	−	−	−	−
運輸業、郵便業	267,642	381,581	267,276	381,085	−	−	−	−
卸売業、小売業	1,785,446	2,032,659	1,783,358	2,030,602	−	−	35,400	49,483
金融業、保険業	36,358,773	36,953,171	111,990	261,400	−	−	46,980	46,830
不動産業	13,663,612	15,288,071	13,656,448	15,278,319	−	−	22,940	19,370
物品賃貸業	17,249	13,420	17,222	13,399	−	−	−	−
学術研究、専門・技術サービス業	145,770	367,163	145,682	366,814	−	−	−	−
宿泊業	380,842	610,367	380,455	609,753	−	−	−	−
飲食業	447,937	509,368	446,511	508,891	−	−	570	309
生活関連サービス業、娯楽業	307,865	1,038,572	307,485	1,037,888	−	−	−	−
教育・学術支援業	147,937	237,149	147,928	237,138	−	−	−	−
医療・福祉	183,126	957,523	183,002	957,078	−	−	33,108	33,108
その他のサービス	5,177,764	1,806,903	5,173,750	1,805,203	−	−	37,035	96,466
その他の産業	321,834	397,310	316,216	391,682	−	−	−	−
国・地方公共団体等	62,506	57,506	−	−	62,506	57,506	−	−
個人	7,263,189	6,575,267	7,245,406	6,560,795	−	−	268,884	299,949
その他	1,463,697	1,152,031	−	−	−	−	−	−
業種別合計	**72,988,391**	**73,806,904**	**35,168,829**	**35,862,798**	**62,506**	**57,506**	**557,378**	**647,185**
1年以下	61,593,675	61,971,143	25,730,000	25,566,000	5,006	5,006		
1年超3年以下	3,891,000	3,832,000	3,881,000	3,822,000	10,000	10,000		
3年超5年以下	2,268,000	2,267,000	2,258,000	2,257,000	10,000	10,000		
5年超7年以下	1,387,000	2,351,000	1,377,000	2,341,000	10,000	10,000		
7年超10年以下	973,000	728,000	958,000	713,000	15,000	15,000		
10年超	555,500	410,500	543,000	403,000	12,500	7,500		
期間の定めのないもの	547,201	469,763	384,313	409,630	−	−		
その他	1,773,014	1,777,497	37,516	351,167	−	−		
残存期間別合計	**72,988,391**	**73,806,904**	**35,168,829**	**35,862,798**	**62,506**	**57,506**		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年3月期	548,399	576,451	−	548,399	576,451
	令和5年3月期	576,451	573,271	−	576,451	573,271
個別貸倒引当金	令和4年3月期	1,165,679	1,079,961	182,592	983,087	1,079,961
	令和5年3月期	1,079,961	1,115,814	33,067	1,046,894	1,115,814
合計	令和4年3月期	1,714,079	1,656,412	182,592	1,531,487	1,656,412
	令和5年3月期	1,656,412	1,689,086	33,067	1,623,345	1,689,086

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:千円)

区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
製造業	84,386	108,220	108,220	90,290	1,356	9,707	83,030	98,512	108,220	90,290	32	−
農業、林業	1,203	869	869	489	−	−	1,203	869	869	489	−	−
漁業	24,258	24,269	24,269	21,156	1,127	−	23,131	24,269	24,269	21,156	−	−
建設業	120,137	122,595	122,595	124,699	9,987	6,639	110,149	115,955	122,595	124,699	853	3,909
電気･ガス･熱供給･水道業	712	−	−	−	−	−	712	−	−	−	−	−
運輸業、郵便業	−	20,200	20,200	20,200	−	−	−	20,200	20,200	20,200	−	−
卸売業、小売業	147,682	161,329	161,329	158,093	12,559	1,217	135,122	160,112	161,329	158,093	427	−
金融業、保険業	22,605	32,259	32,259	32,013	−	−	22,605	32,259	32,259	32,013	−	−
不動産業	50,918	15,934	15,934	66,018	33,540	−	17,378	15,934	15,934	66,018	95	−
宿泊業	5,461	5,081	5,081	4,961	−	−	5,461	5,081	5,081	4,961	−	−
飲食業	57,328	2,218	2,218	20,451	34,423	−	22,904	2,218	2,218	20,451	−	−
生活関連サービス業･娯楽業	−	−	−	21,627	−	−	−	−	−	21,627	−	−
医療・福祉	−	−	−	15,797	−	−	−	−	−	15,797	−	−
その他のサービス	93,317	85,902	85,902	90,428	6,862	−	86,455	85,902	85,902	90,428	144	10,456
個人	557,666	501,083	501,083	449,586	82,733	15,503	474,933	485,580	501,083	449,586	6,508	2,846
合計	**1,165,679**	**1,079,961**	**1,079,961**	**1,115,814**	**182,592**	**33,067**	**983,087**	**1,046,893**	**1,079,961**	**1,115,814**	**8,061**	**17,211**

(注)当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク･ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク･ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和4年3月期	令和5年3月期
0%	1,085,855	766,018
10%	1,184,000	1,132,081
20%	7,188,484	7,134,570
35%	3,698,135	5,718,842
50%	64,857	70,964
75%	10,639,041	6,236,767
100%	19,075,931	22,131,450
150%	15,995	10,115
250%	−	−
1250%	−	−
その他	−	−
合計	**42,952,301**	**43,200,809**

(注)1. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク･ウェイトに区分しております。
2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

当組合の信用リスク管理体制について

■ リスク管理の方針及び手続きの概要
4ページから5ページの「リスク管理体制」を参照願います。

■ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項
(1)リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。
(2)エクスポージャーの種類ごとのリスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:千円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	28,956,127	29,490,280	－	－	－	－

（注）1.　当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.　上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

当組合の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組み姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなどの適切な取扱いに努めております。当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「融資取扱規程」及び「不動産担保取扱手順」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当なし

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

（単位:千円）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	11,898	11,898	12,770	12,770
非上場株式等	34,700	－	34,700	－
合　計	46,598	11,898	47,470	12,770

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位:千円）

	令和4年3月期	令和5年3月期
売　却　益	10	－
償　却	2,118	－

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:千円）

	令和4年3月期	令和4年3月期
評　価　損　益	△1,849	△1,855

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当なし

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の場合、銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、全信組連出資金、子会社株式、その他出資金が該当します。

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測により把握し、定期的に経営陣などリスク管理委員会構成員へ報告しております。

一方、非上場株式など上場株式以外のものに関するリスクの状況は、当該企業等の財務諸表を基にした定期的な評価を実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当なし

9. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	359	501	▲70	▲46
2	下方パラレルシフト	－	－	1	0
3	スティープ化	48	101		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	359	501	0	0
		ホ		ヘ	
		当　期　末		前　期　末	
8	自己資本の額	2,558		2,529	

報酬体系について

1．対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。なお、当組合には在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」はありません。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

（2）役員に対する報酬

（単位：千円）

区　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　　事	15,240	60,000
監　　事	4,140	10,000
合　計	19,380	70,000

（注）1．上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2．支払人数は、理事7名、監事4名です。
3．使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、10,800千円です。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2．対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和４年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」とは、令和４年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン及び特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	23件	14件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.58％	5.51％
保証契約を解除した件数	2件	1件

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1．電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当組合での顧客との接点は、Face to Faceが中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施致しません。実施する場合は、改めてご案内致します。

■主要な経営指標の推移

（単位:千円、%）

区分	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	877,797	884,298	874,144	928,784	945,866
経常利益（△は経常損失）	11,266	97,278	98,395	95,614	191,515
当期純利益（△は当期純損失）	59,796	176,162	160,718	37,776	86,268
預金積金残高	32,701,363	32,159,647	35,183,620	39,884,310	39,855,277
当座預金	181,915	165,541	188,184	235,322	267,480
普通預金	7,972,743	8,035,500	8,655,916	8,511,478	8,485,091
貯蓄預金	5,032	5,032	5,033	5,033	4,533
別段預金	47,164	32,590	344,080	225,341	226,609
納税準備預金	9,151	10,063	11,062	9,107	8,677
定期預金	23,656,109	22,930,548	24,895,780	29,812,313	29,791,576
定期積金	829,247	980,371	1,083,564	1,085,714	1,071,308
貸出金残高	20,278,560	24,986,687	31,058,557	35,131,313	35,511,630
手形貸付	345,111	747,447	1,186,767	1,553,556	1,224,528
証書貸付	18,349,470	22,729,289	28,240,919	32,257,478	32,877,108
当座貸越	1,583,978	1,509,950	1,630,871	1,320,278	1,409,994
有価証券残高	246,498	230,955	225,696	110,516	105,510
総資産額	37,001,668	41,781,365	56,309,136	71,330,128	72,115,962
純資産額	2,013,589	2,109,776	2,199,533	2,175,539	2,200,489
単体自己資本比率	10.07%	8.99%	8.55%	8.02%	8.02%
出資総額	1,772,127	1,718,012	1,665,162	1,623,465	1,581,016
出資総口数	3,544,254口	3,436,024口	3,330,325口	3,246,931口	3,162,032口
出資に対する配当金	20,584	19,970	19,460	18,862	18,523
職員数	60人	60人	61人	59人	57人

（注）1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■預金に関する指標

●預金種目別平均残高

（単位：千円、%）

種　目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
流動性預金	9,157,543	23.45%	8,906,151	22.32%
定期性預金	29,878,890	76.54%	30,994,722	77.67%
合　計	39,036,433	100.00%	39,900,873	100.00%

●金利区分別定期預金残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
定期預金	29,812,313	100.00%	29,791,576	100.00%
固定金利	29,812,313	100.00%	29,791,576	100.00%

●預金者別預金残高

（単位：百万円、%）

区　分		令和4年3月期		令和5年3月期	
		金　額	構成比	金　額	構成比
個　人		32,282	80.93%	33,304	83.56%
法　人		7,602	19.06%	6,550	16.43%
	一般法人	3,878	9.72%	3,926	9.85%
	金融機関	0	0.00%	0	0.00%
	公　金	3,052	7.65%	1,912	4.79%
	その他	670	1.67%	711	1.78%
合　計		39,884	100.00%	39,855	100.00%

■貸出金に関する指標

●貸出金科目別平均残高

（単位：千円、%）

科　目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
手形貸付	1,365,342	4.08%	1,579,508	4.45%
証書貸付	30,460,440	91.06%	32,499,603	91.67%
当座貸越	1,624,818	4.85%	1,372,264	3.87%
合　計	33,450,600	100.00%	35,451,376	100.00%

●貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円、%）

業種別	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
製造業	690,418	1.96%	823,960	2.32%
農業、林業	293,849	0.83%	277,982	0.78%
漁業	114,072	0.32%	107,517	0.30%
鉱業、採石業、砂利採取業	1,808	0.00%	46,978	0.13%
建設業	2,916,961	8.30%	3,063,949	8.62%
電気、ガス、熱供給、水道業	543,218	1.54%	629,361	1.77%
情報通信業	37,787	0.10%	32,122	0.09%
運輸業、郵便業	265,631	0.75%	379,666	1.06%
卸売業、小売業	1,505,773	4.28%	1,824,615	5.13%
金融業、保険業	104,626	0.29%	255,913	0.72%
不動産業	13,379,872	38.08%	14,704,426	41.40%
物品賃貸業	17,222	0.04%	13,399	0.03%
学術研究、専門・技術サービス業	68,976	0.19%	309,226	0.87%
宿泊業	380,455	1.08%	582,253	1.63%
飲食業	301,428	0.85%	364,470	1.02%
生活関連サービス業、娯楽業	168,774	0.48%	906,172	2.55%
教育・学術支援業	147,928	0.42%	237,138	0.66%
医療・福祉	183,002	0.52%	932,078	2.62%
その他のサービス	4,675,214	13.30%	1,354,218	3.81%
その他の産業	308,882	0.87%	358,689	1.01%
個　人	9,025,405	25.69%	8,307,489	23.39%
合　計	35,131,313	100.00%	35,511,630	100.00%

●消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
消費者ローン	4,123,674	45.68%	3,561,428	42.87%
住宅ローン	4,901,731	54.31%	4,746,061	57.12%
合　計	9,025,405	100.00%	8,307,489	100.00%

●貸出金担保別残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
当組合預金積金	114,521	0.32%	202,368	0.56%
不動産	26,392,856	75.12%	26,801,324	75.47%
小　計	26,507,378	75.45%	27,003,693	76.04%
信用保証協会・信用保険	1,183,587	3.36%	1,153,756	3.24%
保　証	3,446,741	9.81%	3,715,101	10.46%
信　用	3,993,606	11.36%	3,639,078	10.24%
合　計	35,131,313	100.00%	35,511,630	100.00%

●債務保証見返担保別残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
不動産	201	0.47%	－	－
信　用	42,412	99.52%	351,167	100.00%
合　計	42,613	100.00%	351,167	100.00%

●貸倒引当金（期末残高・期中増減額）

（単位：千円）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	576,451	28,052	573,271	△ 3,180
個別貸倒引当金	1,079,961	△ 85,718	1,115,814	35,853
貸倒引当金合計	1,656,412	△ 57,667	1,689,086	32,674

●貸出金償却額

（単位：千円）

項　目	令和4年3月期	令和5年3月期
貸出金償却額	8,061	17,211

●金利区分別貸出金残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
貸出金残高	35,131,313	100.00%	35,511,630	100.00%
固定金利	13,954,347	39.72%	12,861,898	36.22%
変動金利	21,176,966	60.28%	22,649,732	63.78%

●貸出金使途別残高

（単位：千円、%）

区　分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金　額	構成比	金　額	構成比
運転資金	10,931,488	31.11%	10,464,857	29.46%
設備資金	24,199,824	68.88%	25,046,773	70.53%
合　計	35,131,313	100.00%	35,511,630	100.00%

■１店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：千円）

区　分	令和4年3月期	令和5年3月期
１店舗当りの預金残高	6,647,385	6,642,546
１店舗当りの貸出金残高	5,855,218	5,918,605

■職員１人当りの預金及び貸出金残高

（単位：千円）

区　分	令和4年3月期	令和5年3月期
職員１人当りの預金残高	643,295	699,215
職員１人当りの貸出金残高	566,634	623,011

■有価証券に関する指標

●売買目的有価証券

該当なし

●満期保有目的の債券

該当なし

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

●その他有価証券

（単位：千円）

	種　類	令和4年3月期			令和5年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	63,918	62,500	1,418	58,040	57,500	540
	株式	–	–	–	–	–	–
	合計	63,918	62,500	1,418	58,040	57,500	540
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,898	15,166	△ 3,268	12,770	15,166	△ 2,396
	合計	11,898	15,166	△ 3,268	12,770	15,166	△ 2,396

（注）1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：千円）

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	34,700	34,700
合計	34,700	34,700

●有価証券種類別平均残高

（単位：千円、%）

区分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
地方債	66,161	51.68%	61,138	55.08%
株式	61,853	48.31%	49,859	44.91%
合計	128,015	100.00%	110,997	100.00%

●有価証券種類別残存期間別残高

（単位：千円）

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
地方債	令和4年3月期	6,418	20,000	25,000	12,500	–	63,918
	令和5年3月期	5,540	20,000	25,000	7,500	–	58,040
株式	令和4年3月期	–	–	–	–	46,598	46,598
	令和5年3月期	–	–	–	–	47,470	47,470
合計	令和4年3月期	6,418	20,000	25,000	12,500	46,598	110,516
	令和5年3月期	5,540	20,000	25,000	7,500	47,470	105,510

■その他の指標

●預貸率及び預証率

区分		令和4年3月期	令和5年3月期
預貸率	期末	88.08%	89.10%
	期中平均	85.69%	88.84%
預証率	期末	0.27%	0.26%
	期中平均	0.32%	0.27%

●組合員の推移

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
個人	52,987人	52,619人
法人	1,821人	1,845人
合計	54,808人	54,464人

●当組合の子会社

該当なし

●業務粗利益及び業務純益等

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用収益	873,105	884,070
資金調達費用	55,057	62,756
資金運用収支	**818,047**	**821,313**
役務取引等収益	30,925	29,141
役務取引等費用	61,441	57,261
役務取引等収支	**△ 30,516**	**△ 28,120**
その他業務収益	7,399	6,641
その他業務費用	1,829	1,660
その他の業務収支	**5,570**	**4,981**
業務粗利益	**793,101**	**798,175**
業務粗利益率	**1.21%**	**1.10%**
業務純益	**187,796**	**252,259**
実質業務純益	**215,848**	**249,080**
コア業務純益	**215,848**	**249,080**
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	**215,848**	**249,080**

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

（単位：千円、%）

科目	期別	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和4年3月期	65,150,988	873,105	1.34%
	令和5年3月期	72,263,985	884,070	1.22%
うち貸出金	令和4年3月期	33,450,600	822,398	2.45%
	令和5年3月期	35,451,376	826,056	2.33%
うち預け金	令和4年3月期	31,352,982	36,791	0.11%
	令和5年3月期	36,482,220	43,959	0.12%
うち有価証券	令和4年3月期	128,015	3,380	2.64%
	令和5年3月期	110,997	2,050	1.84%
資金調達勘定	令和4年3月期	62,061,393	55,057	0.08%
	令和5年3月期	69,229,452	62,756	0.09%
うち預金積金	令和4年3月期	39,036,433	32,793	0.08%
	令和5年3月期	39,900,873	33,722	0.08%
うち借入金	令和4年3月期	23,024,931	22,264	0.09%
	令和5年3月期	29,328,493	29,033	0.09%

●経費の内訳

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
人件費	**325,583**	**311,676**
報酬給料手当	266,175	252,067
退職給付費用	18,093	19,532
その他	41,414	40,077
物件費	**231,540**	**215,024**
事務費	97,376	108,284
固定資産費	55,644	54,912
事業費	9,510	11,787
人事厚生費	18,602	17,039
預金保険料	9,928	5,531
減価償却費	40,478	17,469
その他	－	－
税金	**20,129**	**22,393**
合計	**577,253**	**549,094**

●総資産利益率

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
総資産経常利益率	0.14%	0.26%
総資産当期純利益率	0.05%	0.12%

●資金利鞘等

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用利回(A)	1.34%	1.22%
資金調達原価率(B)	1.01%	0.88%
総資金利鞘(A)−(B)	0.33%	0.34%

●その他業務収益の内訳

（単位：千円）

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
その他の業務収益	7,399	6,641
合計	7,399	6,641

●役務取引の状況

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
役務取引等収益	**30,925**	**29,141**
受入為替手数料	4,566	3,403
その他の受入手数料	26,358	25,737
役務取引等費用	**61,441**	**57,261**
支払為替手数料	5,397	4,578
その他の支払手数料	47,537	44,179
その他の役務取引等費用	8,506	8,503

●その他業務

○代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
全国信用協同組合連合会	36,242	350,298
(株)日本政策金融公庫	6,371	7,125
住宅金融支援機構	22,110	19,783
合計	64,724	377,207

●受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
受取利息の増減	**49,159**	**10,965**
支払利息の増減	**14,130**	**7,699**

○内国為替取扱実績

（単位：百万円）

区分		令和4年3月期		令和5年3月期	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	6,744件	13,893	7,905件	13,090
	他の金融機関から	15,553件	10,786	16,023件	12,626
代金取立	他の金融機関向け	32件	79	33件	44
	他の金融機関から	0件	0	0件	0

店舗・営業地区一覧

当組合の営業地区は長崎県内全域です。

令和5年7月1日 現在

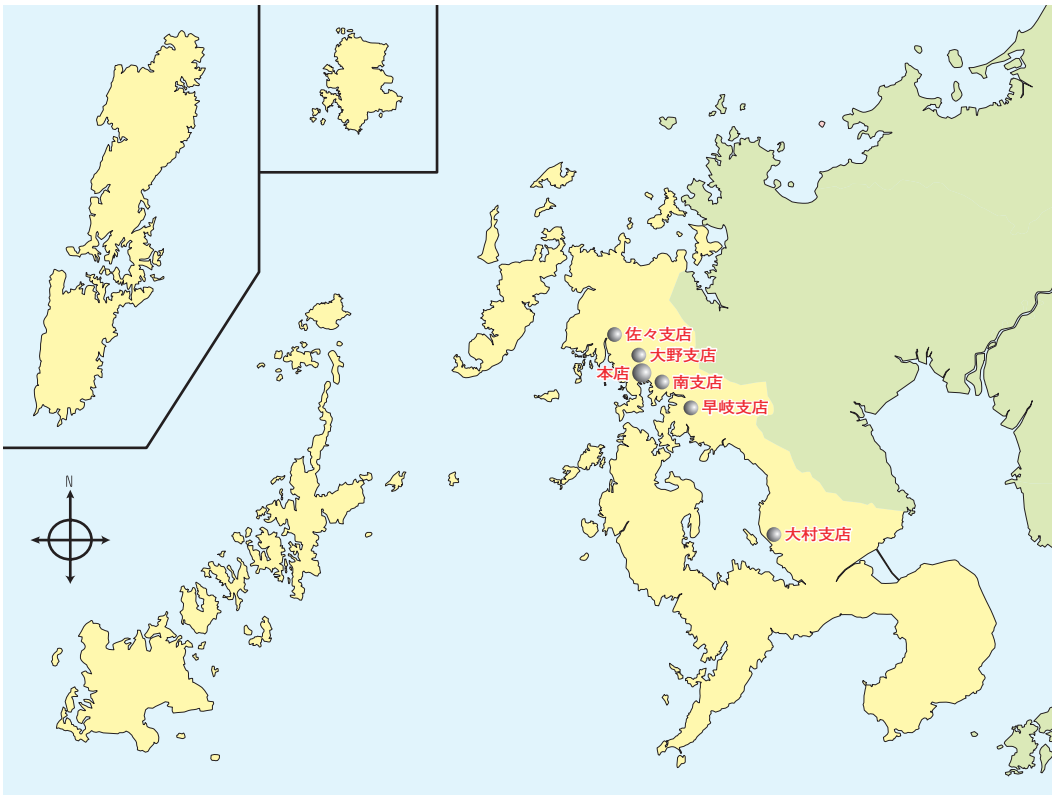

営業店舗

本　　店
〒857-0804
佐世保市松川町1-19
☎0956-25-1105

南 支 店
〒857-0841
佐世保市大宮町41-43
☎0956-31-2701

大野支店
〒857-0136
佐世保市田原町16-44
☎0956-49-3121

早岐支店
〒859-3215
佐世保市早岐1丁目14-22
☎0956-38-4031

佐々支店
〒857-0311
北松浦郡佐々町本田原免84-1
☎0956-62-2118

大村支店
〒856-0822
大村市古町2丁目517-1
☎0957-54-1155

本　　部
〒857-0804
佐世保市松川町1-19
☎0956-23-2111

店舗外キャッシュコーナー

- 佐世保市下京町9-12
- 平戸市新町59-1
- 東彼杵郡波佐見町井石郷2248-1

主要な事業の内容

A：預金業務
（イ）預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金、定期預金、定期積金

B：貸出業務
（イ）貸付
手形貸付、証書貸付、当座貸越
（ロ）手形の割引
商業手形の割引

C：商品有価証券売買業務
取り扱っておりません。

D：有価証券投資業務

E：内国為替業務
送金為替・振込及び代金取立等

F：外国為替業務
取り扱っておりません。

G：社債受託及び登録業務
取り扱っておりません。

H：金融先物取引等の受託等業務
取り扱っておりません。

I：付帯業務
（イ）債務の保証業務
（ロ）有価証券の貸付業務
（ハ）代理業務
全国信用協同組合連合会
株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
独立行政法人住宅金融支援機構
雇用・能力開発機構等
（ニ）地方公共団体の公金収納事務
（ホ）払込金の受入証明事務
（ヘ）保護預り業務
（ト）信託業務の代理又は媒介
オリックス銀行株式会社
（チ）地域活性化業務
（リ）保険契約及び共済契約の締結の代理又は媒介

手数料一覧（表示金額はいずれも消費税が含まれています）

令和5年7月1日 現在

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円) 組合員	金額(円) 一般
預金関係	当座小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,100	－
	約束手形帳	1冊(50枚綴り)	3,300	－
	キャッシュカード発行	1枚	1,650	1,650
	ローンカード発行	1枚	1,650	1,650
	通帳・証書 再発行	1冊	1,100	1,100
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550	550
		組合依頼分	無料	無料
証明書関係	残高証明書(預金・融資)	1通	550	550
	支払利息証明書	1通	550	550
	組合制定外帳票での証明書	1通	1,100	1,100
	返済予定表再発行	1通	550	550

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円) 組合員	金額(円) 一般
融資関係	証書貸付約定変更契約手数料(法的変更は除く)	1回につき	1,100	－
	融資一部繰上げ返済(消費性は無料)	1件につき	11,000	－
	不動産担保事務取扱手数料(1,000万円以上) 注1	1件につき	55,000	－
	不動産担保事務取扱手数料(1,000万円未満) 注1	1件につき	22,000	－
	不動産担保事務取扱手数料(極度の増額)	1件につき	22,000	－
	動産譲渡担保事務取扱手数料	1件につき	55,000	－

注1　追加設定の手数料は不要

ＡＴＭ手数料(当組合ATMをご利用の場合)

金額(円)

	ご利用時間帯	当組合カード利用	当組合以外のカード しんくみお得ねっとカード	当組合以外のカード その他
平　日	9：00～18：00	無料	無料 注2	110
土曜日	9：00～14：00	無料	無料 注2	110
	14：00～17：00	無料	220	220
日／祝日	日・祝祭日及び正月3ヶ日のＡＴＭはお休みです。			

注2　出金取引のみです。入金はその他と同様の手数料となります。

ＡＴＭ手数料(他行ATMをご利用の場合)

他行ＡＴＭを利用し当組合カードで入出金される場合は、365日利用できますが、ご利用時間帯や手数料については利用される金融機関の取り決めによります。但し他行ＡＴＭを利用された場合の手数料は、組合員及びそのご家族様に限り全額返戻いたします。

項目	手数料名	取扱単位等			金額(円) 組合員	金額(円) 一般
為替関係	振込手数料(窓口扱い)	本支店	自店宛	5万円未満	無料	220
				5万円以上	220	440
			他店宛	5万円未満	330	330
				5万円以上	330	550
		他　行	電信扱い	5万円未満	550	550
				5万円以上	550	770
	送金手数料	本支店・他行			550	770
	代金取立手数料	本支店	自店宛・他店宛		220	440
		他　行	同地扱(佐世保交換)		220	440
			他所扱(至急・普通)		990	1,210
	その他の手数料 注3				990	1,210
	振込手数料(ＡＴＭ扱い)	本支店		5万円未満	55	110
				5万円以上	110	220
		他　行		5万円未満	270	380
				5万円以上	330	550
	インターネットバンキング(法人・個人の振込手数料)	本支店		5万円未満	無料	無料
				5万円以上	無料	無料
		他　行		5万円未満	70	70
				5万円以上	70	70

注3　その他の手数料には、「振込・送金の組戻料」、「取立手形組戻料」、「取立手形店頭呈示料」、「不渡手形返却料」があります。

手数料名	取扱単位等	金額(円) 組合員	金額(円) 一般
個人情報開示請求 注4	1枚	550	550

注4　個人情報開示請求には、「取引履歴照会(預金・貸出金)」、「氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、勤務先情報」、「利用中のサービスに関する情報」、「その他の情報」があります。

項目	手数料名	合計枚数(紙幣・硬貨)	金額(円) 組合員	金額(円) 一般
その他	両替(硬貨整理、金種指定払を含みます)手数料	1～100枚まで	無料	無料
		101～1,000まで	1,100	1,100
		1,001～2,000枚まで 注5	2,200	2,200

注5　以後1,000枚増加ごとに1,100円加算されます。

- ご希望の両替、金種指定払いの金種に対応できない場合もございます。
- 組合担当者が硬貨枚数を確認した後に両替・入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。
- ご入金・お振込等を複数に分けてご依頼される場合など、実質的に、同一のお取扱となる際は、合計の硬貨枚数に応じた手数料になります。
- お支払伝票が複数枚ある場合は、同一名義のものを合算してお取扱枚数を算出します。

開示項目一覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、＊印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

開　示　項　目		記載ページ
【ごあいさつ】		
【概況・組織に関する事項】		
1　経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念		1
2　事業の組織	＊	1
3　役員一覧（理事及び監事の氏名及び役職名）	＊	1
4　店舗一覧（事務所の名称及び所在地）	＊	32
5　信用協同組合代理業者に関する事項	＊	該当なし
6　店舗外自動機器設置状況		32
7　営業地区一覧		32
8　組合員数		30
9　子会社の状況		該当なし
【主要な事業の内容】		
1　主要な事業の内容	＊	32
【主要な事業に関する事項】		
1　事業の概況	＊	2
2　経常収益	＊	28
3　経常利益又は経常損失	＊	28
4　当期純利益又は当期純損失	＊	28
5　出資総額及び出資総口数	＊	28
6　純資産額	＊	28
7　総資産額	＊	28
8　預金積金残高	＊	28
9　貸出金残高	＊	28
10　有価証券残高	＊	28
11　単体自己資本比率	＊	28
12　出資に対する配当金	＊	28
13　職員数	＊	28
【主要な業務の状況を示す指標】		
1　業務粗利益及び業務粗利益率	＊	31
2　業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		31
3　資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	＊	31
4　資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	＊	31
5　受取利息及び支払利息の増減	＊	31
6　役務取引の状況		31
7　その他業務収益の内訳		31
8　経費の内訳		31
9　総資産経常利益率	＊	31
10　総資産当期純利益率	＊	31
【預金に関する指標】		
1　預金種目別平均残高（流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金）	＊	29
2　預金者別預金残高		29
3　金利区分別定期預金残高（固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの残高）	＊	29
4　財形貯蓄残高		取扱いなし
5　職員1人当り預金残高		29
6　1店舗当り預金残高		29
【貸出金等に関する指標】		
1　貸出金科目別平均残高	＊	29
2　金利区分別貸出金残高（固定金利、変動金利の区分ごとの残高）	＊	29
3　担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	＊	29
4　貸出金使途別残高	＊	29
5　貸出金業種別残高・構成比	＊	29
6　預貸率（期末値及び期中平均）	＊	30
7　消費者ローン・住宅ローン残高		29
8　代理貸付残高の内訳		31
9　職員1人当り貸出金残高		29
10　1店舗当り貸出金残高		29
【有価証券に関する指標】		
1　商品有価証券の種類別平均残高	＊	取扱いなし
2　有価証券の種類別の残存期間別残高	＊	30
3　有価証券の種類別の平均残高	＊	30
4　預証率（期末値及び期中平均）	＊	30
【事業の運営に関する事項】		
1　リスク管理の体制	＊	4、5
2　法令遵守の体制	＊	8
【財産の状況に関する事項】		
1　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	＊	14～18
2　協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	＊	19
3　有価証券、金銭の信託等の評価	＊	30
4　外貨建資産残高		取扱いなし
5　オフバランス取引の状況		取扱いなし
6　先物取引の時価情報		取扱いなし
7　オプション取引の時価情報		取扱いなし
8　貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	＊	29
9　貸出金償却の額	＊	29
10　内部監査有効性の確認		19
11　会計監査法人による監査	＊	該当なし
【自己資本の充実の状況】		
1　定性的な開示事項	＊	
（1）　自己資本調達手段の概要	＊	22
（2）　自己資本の充実度に関する評価方法の概要	＊	22
（3）　信用リスクに関する事項	＊	24
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	24
②　標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	＊	24
a　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	＊	24
b　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	＊	24
（4）　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	25
（5）　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	25
（6）　証券化エクスポージャーのリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	該当なし
（7）　オペレーショナルリスクに関する事項	＊	5
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	5
②　オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称	＊	22
（8）　出資等エクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	26
（9）　金利リスクに関する事項	＊	26
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	4
②　信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	＊	26
2　定量的な開示事項	＊	
（1）　自己資本の構成に関する事項	＊	20、21
（2）　自己資本の充実度に関する事項	＊	22
①　信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額	＊	22
a　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	＊	22
b　証券化エクスポージャー	＊	該当なし
②　オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及び使用する手法ごとの額	＊	22
③　単体自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額	＊	22
（3）　信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	＊	23
①　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	＊	23
②　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	＊	23
a　業種別	＊	23
b　残存期間別	＊	23
③　業種別の三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	＊	23
④　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	＊	23
⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額及び貸出金償却の額	＊	24
⑥　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額	＊	24
（4）　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	＊	25
①　標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	＊	25
a　適格金融資産担保	＊	25
②　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	＊	25
（5）　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	＊	該当なし
（6）　証券化エクスポージャーに関する事項	＊	該当なし
（7）　出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	＊	26
①　貸借対照表計上額、時価	＊	26
a　上場している出資等又は株式等エクスポージャー	＊	26
b　上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	＊	26
②　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	＊	26
③　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	＊	26
④　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	＊	該当なし
（8）　金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	＊	26
【その他の業務】		
1　内国為替取扱実績		32
2　外国為替取扱実績		取扱いなし
3　公社債窓販実績		取扱いなし
4　公社債引受額		取扱いなし
5　手数料一覧		32
【その他】		
1　トピックス		1
2　沿革・歩み		1
3　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	＊	9、10、11
4　個人情報保護宣言		6
5　総代会等に関する情報開示		3
6　苦情処理措置および紛争解決措置の内容	＊	8
7　報酬体系について		27
8　「経営者保証に関するガイドライン」への対応		27
9　電子決済等代行者との連携及び協働に係る方針	＊	27

西海みずき信用組合

ホームページアドレス…https://saikaimizuki.co.jp